船舶インシデント調査報告書

平成２５年２月７日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　　員　　横　山　鐵　男（部会長）
委　　員　　庄　司　邦　昭
委　　員　　根　本　美　奈

インシデント種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成２４年５月３日　１０時３０分ごろ
発生場所	東京都八丈町八丈島西方沖 八丈町所在の大越鼻灯台から真方位２７４°１２.６海里付近 （概位　北緯３３°１０′　東経１３９°３０′）
インシデント調査の経過	平成２４年６月２８日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質 機関、出力、進水等	 漁船　第三十三廣漁（こうりょう）丸、９２トン ＫＯ２－７０３３（漁船登録番号）、大榮水産株式会社 ３５.３１m×５.３９m×２.３８m、ＦＲＰ ディーゼル機関、７３５kW、昭和６１年１月
乗組員等に関する情報	船長　男性　３４歳 五級海技士（航海） 免　許　年　月　日　平成２２年１２月２１日 免状交付年月日　平成２２年１２月２１日 免状有効期間満了日　平成２７年１２月２０日 機関長　男性　２７歳 五級海技士（機関） 免　許　年　月　日　平成２１年１２月１５日 免状交付年月日　平成２１年１２月１５日 免状有効期間満了日　平成２６年１２月１４日
死傷者等	なし
損傷	主機クランクピンメタル、主軸受メタル、スラストメタル及びクランク軸ギア損傷
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長ほか１５人が乗り組み、主機を回転数毎分（rpm）約４５０とし、約９～１０ノットの速力で漁場移動のために八丈島西方沖を南進中、主機の回転数が上昇した。 操舵室にいた機関長は、主機の回転数が上昇して６００rpm に達したのを認めて機関室に急行し、また、漁ろう長は、主機を操舵室で緊急停止した。 本船は、主機を停止したのち、機関長が、主機の点検を行ったとこ

	ろ、ガバナ出力軸に取り付けられた燃料管制軸へのリンクロッド（以下「本件リンクロッド」という。）が抜け落ちていることが判明した。 本船は、機関長が、本件リンクロッドを取り付けて主機を始動したものの異音が発生したため、主機の運転を断念して僚船に救助を要請した。 本船は、来援した僚船にえい航されて千葉県館山市館山港に入港した。
気象・海象	気象：天気　曇り、風向　南、風力　６、視界　良好 海象：波高　約３～４ｍ
その他の事項	本船は、通常、漁場移動時には主機を約６２０rpm にかけて運航しているが、本インシデント時、天候が悪かったため、回転数を下げて運航していた。 本件リンクロッドは、ガバナ出力軸からレバーを介して締付ナットで固定される構造となっていたが、本インシデント時、締付ナットが緩んで外れていた。 本インシデント後、主機を精査した結果、次のことが判明した。 ①　クランクピンメタル、主軸受メタル及びスラストメタルに傷が発生していた。 ②　クランク軸に取り付けられたタイミングギアがずれていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	 不明 あり なし 本船は、八丈島西方沖を南進中、主機の本件リンクロッドが抜け落ちてガバナによる制御ができなくなったことから、主機が過回転状態となり、軸受メタルなどが損傷して運航不能となったものと考えられる。 本件リンクロッドは、締付ナットが緩んだため、抜け落ちたものと考えられるが、締付ナットが緩んだ過程を明らかにすることはできなかった。 機関長は、主機のガバナ周辺を点検する際、ガバナのリンク装置を触手していれば、本インシデントの発生を防止できた可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、八丈島西方沖を南進中、主機の本件リンクロッドが抜け落ちてガバナによる制御ができなくなったため、主機が過回転状態となり、軸受メタルなどが損傷したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・定期的な主機ガバナリンク装置の触手による点検を行うこと。